

## 大学評価・短期大学認証評価Q&A（2026.5）

- ・ 実務説明会（2026.4.17開催）前又は説明会中に挙がった質問を中心に掲載しています。
- ・ 今回の追加事項に、★を付けています。
- ・ 「大学」、「大学評価」等とあるものは、特に断らない限り、「短期大学」、「短期大学認証評価」等とも読み替え可能です。
- ・ 2026年5月現在、文部科学省において検討が進められている新しい評価制度について、質問を何件か頂きましたが、現時点では確定的なものではなく、本協会が回答できない面が大きいために、ここには収録していません。

No.	Q	A	備考
<b>内部質保証、学習成果</b>			
1	教育課程（カリキュラム）の点検・評価が重要という考えに立ち、その単位を学部は「学科」、研究科は「専攻」と考えてよいか。	一定の教育プログラムが学科単位ということなら、学科単位と理解されて結構です。	
2	学習成果の測定について、第3期の評価の指針では「多角的」という文言がありました。第4期では見られません。この変化について考え方を教えてください。	どのような学習成果が設定されるかによって測定の方法等も違ってくると言え、「多角的」であるべきか否かは学習成果の内容に依存します。なお、学位授与方針に記載された学習成果はきわめて多面的であるのが通例です。したがって、結果的に、学位授与方針に示した学習成果を測定するためには、一つの方法でなく多角的なアプローチをとる必要性が生じると言えます。	
3	第4期の基本的な考え方の1に「内部質保証とその実質性を問う評価」があるが、「学生や卒業生、地元企業や就職先企業、外部評価委員」等へのアンケート以外では、アセスメントポリシー（①機関レベル、②教育課程レベル、③科目レベル）の学内構築の充実に関することになると思うのですが、それで良いのか。またそれら以外に、何が考えられるのであれば、ご教示・ご示唆をいただきたい。	教育に関して内部質保証の目的を考えた場合、それは、教育の充実と学習成果の向上だと言えます。したがって、内部質保証の「実質性」とは、その活動が教育の充実と学習成果の向上につながっていること、あるいは少なくとも、学生が適切に学習できるような教育、条件作りにプラスの作用を持っていることだと言えます。このような意味で、アセスメント・ポリシーそれ自体は「実質性」を含意しませんが、それを定めて運用した結果が今述べたような結果に至っているなら、「実質性」に該当します。	

No.	Q	A	備考
4	「内部質保証とその実質性を問う評価」に、大学の「全人教育」の観点からは、例えば、学生自治会（現在は大学の相当な後押しが必要）の主催する大学行事や部・同好会活動についての取り組み状況や参加率、また「学生の事後アンケート」を、10基準の中の、「7. 学生支援」に含めて良いものなのか。	ご質問は評価資料としての取り扱いとの趣旨で理解いたしました。ご指摘のものが「7. 学生支援」に含まれるか否かについては、何を点検・評価するかによると思われます。学生の自主的な活動に対して大学が行う支援がプラスの結果をもたらしたか、学生の成長につながるものだったかを大学自身が検証するにあたって有用であるならば、大学評価時も評価資料として含めてくださるのが良いと考えられます。	
<b>評価スケジュール</b>			
5	実務説明会では、直近年度の評価の具体的なスケジュールが示されたが、翌年度以降も同様のスケジュールか。	基本的に毎年度同様のスケジュールで進行します。ただし、何らかの事情で変更の必要が生じた場合は、スケジュールの一部変更もあり得ます。	
<b>学生からの意見収集</b>			
6	ウェブフォームだけでなく、学生への説明文書も提供してもらえないか。また、説明文書、ウェブフォームともに日英両言語で提供してもらいたい。	説明文書、ウェブフォームとも日英併記でご提供しています。	<a href="#">大学評価ハンドブック資料9(LINK)</a>
7	書面評価の学生からの意見収集の対象学生と実地調査の学生インタビューの学生の選定について、同一の学生の方がよいのか、異なる学生がよいのか。	大学院学生を含むすべての学生（学部1年次生を除く）が意見提出可能であり、本協会又は大学が回答者を選ぶものではありません。記名制でないこともあり、ご質問の点は考慮されなくて結構です。	
8	学生からの意見収集について、回答の集計結果や回答率などは大学側へ共有されるのか。	集計結果は現時点では評価者のみが参照する設計としており、大学への開示の予定はありません。	
★ 9	学生のアンケートの回答率ほどの程度か。回答率が低い場合は、大学からのリマインドなど回答率を上げる対応は必要か。	回答率は大学によって大きく異なっている状況です。回答率が低い場合には、学生に再度ご案内いただくことを依頼することがございます。	
★ 10	大学が実施するアンケート調査と実施時期が近い。調査項目を一致させるので、大学のアンケート調査結果で代替していいか。	元来の実施趣旨や、実施条件の統一性に鑑みて、代替はできないものとしています。	

No.	Q	A	備考
<b>実地調査</b>			
11	実地調査における学生インタビューの対象学生はどのように選定されるのか。選定基準が大学基準協会から示され大学側で調整するのか。	大学が選定します。貴大学を評価する分科会から実地調査5週間前までにおおまかな希望（例：学年、学部、特定の活動に参加している学生など）をお伝えいたしますので、それを踏まえて選定してください。	
12	実地調査の前に「大学評価結果」の案が大学にも共有されるとのことだが、その内容に意見することは可能か。	「大学評価結果（分科会案）」に対して見解を述べることはできます。同案に欄を設けておりますので、そこに書き込むかたちで本協会にお示しください（実地調査10日前まで）。	
<b>ステイクホルダーインタビュー</b>			
13	インタビュー対象者への謝金の取り扱いについて知りたい。	本協会から対象者への謝金及び交通費のお支払いはいたしません。大学側でお支払いになることに制限はございません。それぞれの大学の取り決めに従って実施してください。	
14	インタビューは、オンライン実施も可能か。	可能です。	
15	どのような学外者を呼ぶかに関し、大学がテーマを決めて人選するのか。そのテーマは、大学基準協会に示す必要があるのか。	選定方針は大学の任意です。対象者が決まったところで対象者名・所属とともに選定理由を本協会にお示しください。	
16	インタビュー項目はあらかじめ知らされるのか。	あらかじめ示す予定はありません。これは、実地調査に行われる個別面談など別プログラムにも共通します。	

No.	Q	A	備考
17	<p>例えば以下のような方を選出することは可能か。</p> <p>①本学の外部評価の評価委員を委嘱している学外の方で、貴協会の大学評価委員会の委員でもある方</p> <p>②本学の内部質保証推進組織(内部質保証に責任を負う組織)の委員として委嘱している学外の方</p>	<p>①について： 本協会の利害と直接関係を有するので、選出はご遠慮ください。</p> <p>②について： 大学評価ハンドブックでは、「経営協議会、理事会、評議員会」という例を挙げながら、大学の運営に関わりを持つ委員会等のメンバーは対象にできない旨を説明しています。ご質問のケースは、大学運営に直接かわる組織の委員ですので、ハンドブックに示した原則に従って、選出をご遠慮ください。</p>	<p><a href="#">大学評価ハンドブック本文(LINK)</a></p>
<b>評価における弾力的措置</b>			
18	<p>弾力的措置の場合、点検・評価報告書を1～9の基準を単位として記述するきまりだが、通常なら参照する評価項目や評価の視点は考慮しなくていいのか。</p>	<p>大学基準及び短期大学基準が根本に置かれることは、弾力的措置の場合も通常のものも変わりませんが、弾力的措置の場合は、各大学がその大学にとっての重点を基礎に自己点検・評価した結果について、評価者側も大学にとっての重点に沿って評価するので、評価項目や評価の視点の子細に拘束される必要はありません。</p>	<p><a href="#">弾力的措置説明動画(LINK)</a></p>
★19	<p>評価項目や評価の視点を考慮しないで点検・評価したために、評価者側から膨大な質問が寄せられることになりはしないか。</p>	<p>上記の通りですので、評価項目や評価の視点のポイントを欠いていることだけをもって質問することはありません。</p>	<p><a href="#">弾力的措置説明会資料(LINK)</a></p>
20	<p>弾力的措置の適用を受ける際の要件に、「前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している(全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする)」というものがある(要件エ)。ここにいう「全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価」とは、全学的に行った点検・評価の活動がどのような改善活動につながったかという意味か。</p>	<p>そうではありません。</p> <p>「全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価」というのは、内部質保証活動それ自体の適切性を検証することを意味します。例えば、内部質保証活動のために構築した体制や手続きは、学内の取り組みを円滑に進める上で適切だったか、却って煩雑になって逆機能を生み出す結果になってはいなかったか、といったことを点検・評価するなどのことです。</p>	

No.	Q	A	備考
<b>分野別評価結果等の活用</b>			
21	分野別評価を受けた場合、必ずその結果を活用しなければならないのか。	活用は任意です。	<a href="#">大学評価ハンドブック 資料8(LINK)</a>
22	分野別評価を受けた学科があるのですが、認証評価の申請前の5月に評価結果等の活用に関し申請しなければならないとされている。何を申請するのか。	本措置は、分野別評価を受けた大学については、その結果等を有効に活用し効果的・効率的に点検・評価を行うことができるというものです。説明会資料である「活用対象となり得る分野別評価の一覧」に記載のあるものを活用する際は、特に申請不要ですが、それ以外については活用可能なものか判断する必要から、前もって申請して頂いております。ハンドブック様式16に従って申請書を作成し、評価結果と評価基準とともに本協会に提出してください。	<a href="#">大学評価ハンドブック 様式16(LINK)</a>
<b>点検・評価報告書</b>			
23	分量・構成 1ページにつき40字×40行の横書きで、100～150ページ程度とされているが、それを超える場合あるいは少なくなる場合は、どの程度許容されるのか。	学部・研究科数の多少など、各大学で教育研究活動の幅に違いがあるので、それに応じて多少の増減は考えられます。そのうえで、原則としてはハンドブックにお示ししている頁数をめどに点検・評価報告書の序章から終章までをお作りください。なお、頁数の超過や過少を理由に評価が決まることはありません。	
24	「基本情報一覧」で使用した資料を報告書本文で記載する場合の記載についてご教示ください。 (例：基礎データなら、「大学基礎データ表5」のように記載する指示があります。)	例えば、第4章の記述で第4章の基本情報に言及する場合、下記のようにしてください。  ①文章の中で表すとき： ○○○○については、基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」に記載の通り適切に設定している。  ②根拠として指示するとき： ○○○○○○（基本情報一覧「授業期間及び単位計算」）。	

No.	Q	A	備考
25	様式4「基本情報一覧」に[*]が入っている項目があるがこれは何を意味しているのでしょうか？ (例)第1章 理念・目的(基本情報一覧) 大学の理念・目的[*]	「基礎要件に係る評価の指針」(ハンドブック資料4)に定められた事項と対応するものに印をつけています(資料4冒頭の注意書き参照)。	
★26	大学基準内の諸基準の連関性を考慮すると、点検・評価報告書においてもおのずと重なる部分が出てくる。それでもよいのか。	重なりが生じるのは自然なことであり、1か所でのみ述べようとして不自然に別個所から除いてしまうと、かえって全体像がつかめない不適切な報告書になってしまいます。もっとも、同じことを同じように記述するのではなく、当該章(基準)の趣旨に沿った書き方が重要です。 例:教育の質保証のためのツールであれば、第2章「内部質保証」では、質保証システムの中でどのような位置づけを与えられているのか等を記述する一方、第4章「教育・学習」では、カリキュラム構築や、学生の学習促進策について触れる中で、ツールとしての使用実態を明らかにする。	
★27	大学自身が各章の評定を決定するが、決定のプロセス・判断理由・根拠資料等の説明が求められるのか。	プロセスを示したり、評定のための特別な根拠資料を準備したりといったことは想定していません。あくまで全体のまとめに相当するのが評定であり、「現状分析」から「改善・発展方策と全体のまとめ」に至る記述が、評定にとっての根拠となります。	
★28	点検・評価報告書に誤字が見つかったが、差し替え可能か。	点検・評価報告書を評価資料として提出したのちは、原則としてその書き換えはできません。点検・評価報告書は評価結果とともに本協会がウェブ公開しますが、その際には正誤表を付すことで対応するので、大学にはその準備をお願いします。 (大学評価ハンドブック本文3-3をご覧ください。)	<a href="#">大学評価ハンドブック本文(LINK)</a>

No.	Q	A	備考
★ 29	「基本情報一覧」は、評価開始後であっても、適宜削除・加筆・修正して問題ないか。	点検・評価報告書を評価資料として提出したのちは、原則としてその書き換えはできません。ただし、URLの更新等によって一覧記載情報の正確性が損なわれた場合には、例外的に修正を可能とすることもあるので、まずは本協会の事務局にお尋ねください。	
<b>基礎データ</b>			
30	大学基礎データ 表3（志願者・合格者・入学者数の推移）  「入試の種類」の区分に「秋学期入試」がない。秋入学者についても各方式に含めて作成するのか、または「その他」を秋学期入試することが可能かご教示ください。	記載区分は固定ですので、「その他」の記載欄を活用してください。なお、「その他」に記載したものが秋学期入試であることが分かるように、大学独自の注記を加えてください。	
<b>その他評価資料</b>			
31	根拠資料例は提示しないが考え方は提示されるとのことだが、大学評価ハンドブックではどこが該当するのか。	大学評価ハンドブック本文4-8をご覧ください。	<a href="#">大学評価ハンドブック本文(LINK)</a>
★ 32	基幹教員制に関し、最低限必要な資料を教えてください。		
<b>その他</b>			
33	なし		

以上